

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月19日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 神宮司 智 仁

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月 3日から 令和 8年 6月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月17日 午前 9時30分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 1日 午前10時00分 場 所 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月24日 午前 9時00分から 令和 8年 6月24日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和7年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	6,062,000 4,849,600	一括	1,212,400	102,944	33,529
1	2,576,000				
2	3,486,000				
備考	上記売却基準価額は、民事執行規則30条の3第1項の規定により変更したものである。				



物 件 目 録

- 1 所 在 知多郡武豊町字若宮
地 番 73番52
地 目 雑種地
地 積 430平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 2 所 在 知多郡武豊町字若宮 73番地52
家屋 番号 73番52
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 141.26平方メートル
2階 54.65平方メートル
(現況)
床 面 積 1階 141.26平方メートル
2階 約 72.05平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 1月 6日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 小久保 由希江

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり。

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 知多郡武豊町字若宮
地 番 73番52
地 目 雑種地
地 積 430平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 2 所 在 知多郡武豊町字若宮 73番地52
家屋 番号 73番52
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 141.26平方メートル
2階 54.65平方メートル
(現況)
床 面 積 1階 141.26平方メートル
2階 約 72.05平方メートル



令和 7 年(ケ)第 218 号

令和 7 年 9 月 22 日受理

令和 7 年 12 月 3 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官

堀切幸寛

物 件 目 録

1 所 在 知多郡武豊町字若宮
地 番 73番52
地 目 雑種地
地 積 430平方メートル

共有者 持分3分の1
共有者 持分3分の1
共有者 持分3分の1

2 所 在 知多郡武豊町字若宮 73番地52

家屋 番号 73番52

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 141.26平方メートル
2階 54.65平方メートル

共有者 持分3分の1
共有者 持分3分の1
共有者 持分3分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	(住居表示未実施)														
土地	物件1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)														
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図(概略)のとおり														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者ら <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者らが本土地に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項															
建物	物件2														
種類、構造及び床面積の概略	<input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる(<input checked="" type="checkbox"/> 主である建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input checked="" type="checkbox"/> 床面積: 2階 約72.05平方メートル (約17.4平方メートルの未登記部分)														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:		構造:		床面積:						
{	種類:														
	構造:														
	床面積:														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者ら <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者らが本建物を 居宅 として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項															
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[地方裁判所	支部	令和	年()第	号		保管開始日	令和	年	月	日
[地方裁判所	支部	令和	年()第	号										
	保管開始日	令和	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図(概略)のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p><input checked="" type="checkbox"/> A (申立人)</p>	<p>(電話による陳述の要旨)</p> <p>1 本件物件は現在は誰も居住をしていません。一時期、C (相手方) が管理をしていたと聞いていますが、現在は分かりません。</p> <p>2 本件物件は、私とB (相手方)、C (相手方) が相続し、共有していますが、本件物件の使用、管理等について、共有者間で特に決まりや費用の負担等はありません。</p> <p>3 物件2建物には、しばらく行っていませんので、現在の状況は分かりません。私が物件2建物に行っていたときは、物件2建物は古い建物ですので、ところどころ傷んだところはありましたが、私が気づく限りで特段の大きな損傷はありませんでした。</p> <p>C (相手方) がシロアリの駆除・防除の工事をしたと聞いたことがあります。詳細は分かりません。</p> <p>物件1土地に井戸があったかどうかは知りません。</p> <p>4 私が聞いている話ですと、平成13年に物件2建物内で不自然死がありました。物件2建物内の具体的にどの部屋で不自然死があったのかは分かりません。</p> <p>5 物件2建物内には仏壇や位牌が置いたままになっていると思います。</p>
<p><input checked="" type="checkbox"/> B (相手方)</p>	<p>(回答書の要旨)</p> <p>1 共有者間で使用・管理等についての取り決め、契約はありません。</p> <p>2 物件2建物の現在の使用状況は分かりません。</p> <p>3 物件1土地及び物件2建物が、火事や風水害などの天災にあったことはありません。</p> <p>4 物件2建物に、私が気づく範囲では、損傷や不具合のある箇所はありません。</p> <p>5 本件物件で、現在も過去もペットは飼っていません。</p> <p>6 物件1土地、物件2建物に太陽光発電設備やヒートポンプ給湯機はありません。その他の設備もありません。</p> <p>7 物件1土地の境界について、越境や、隣地とのトラブルなどは、私が気づく範囲ではありません。</p> <p>8 物件1土地に井戸があるかどうかは分かりません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

1 占有関係

本件物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況等から2枚目に記載のとおり認められる。

2 物件1土地の状況

- (1) 物件1土地は不整形な形状で、おおよそ北側及び東側、西側の三方向を道路に接する。北側の道路は東側から西側に向けて上り坂となっている。東側の道路は北側から南側に向けて上り坂となっている。物件1土地の、北側の道路及び東側の道路に接する部分は、全体に高低差があり、物件1土地側が高くなっており、擁壁となっているが、物件1土地の東側の南寄り部分が、道路と等高となっており、物件1土地と道路の行き来ができるようになっている。

西側に接する道路は、南側が袋小路となっている。

- (2) 物件1土地上は、物件2建物が存する。

南西側部分は庭となっている。同庭部分は樹木や灯籠、庭石と思われるものが存し、池と思われる箇所も存するが、同池と思われる箇所は水がなく濁った状態である。

西側付近は、物件2建物と西側境界付近に設置されている塀との間に、差し掛けらしきものが設置されているが、屋根がなく枠のみで、大きく劣化している。

北側付近に簡易物置が2つ設置されている。また、物件2建物の北側に接するかたちで木製の縁側が2箇所設置されているが、いずれも老朽化が激しく、大きく損傷している。その他、使用されていない洗い場のようなものが存する。

物件2建物周辺のコンクリート敷きの犬走りはところどころヒビが入るなど、損傷している。

物件1土地は全体に手入れがされておらず、樹木の枝葉や草などが生い茂った状態である。境界付近の樹木の枝葉が生い茂って道路側に越境している。

物件1土地の北側及び東側、西側の三方向の道路に接する部分は、東側南寄り部分を除いて、全体に木製の塀が設置されている。これらの塀は木製で、老朽化により破損、劣化している箇所が多数見られる。

南側の隣地土地は、物件1土地より高くなっており、隣地側が擁壁となっている。

3 物件2建物の状況

- (1) 物件2建物内は、家具、家電製品、調度品、工芸品その他の動産類が多数存する。これらは整理をされていない状態で置かれている。また、和室2に仏壇その他の仏具等が存する。

- (2) 物件2建物は、登記記録によれば、昭和60年築であり、経年相当の劣化、傷、汚れなどが多数見られるほか、当職が目視で確認した限りでは、以下の損傷等の箇所が見られた。

- ・洋室の床面に動物の糞が存する。
- ・和室1の障子戸の障子が全体に破れている。
- ・広縁付近に多数のネズミの糞と思われるものが存し、壁などネズミに囓られた痕と思われるものが見られる。
- ・和室6の畳面に多数のネズミの糞と思われるものが存する。
- ・2階廊下の窓枠に雨の吹き込みが原因と思われる損傷箇所が見受けられる。

- (3) 当職の立入調査中、1階広縁付近の天井裏に、ネコほどの大きさと思われる動物が激しく動き回る音が頻繁に聞こえた。

- (4) 物件2建物の2階の東側に屋根裏収納が存する。同屋根裏収納部分は登記をされていない部分であり、屋根裏を利用した箇所であるが、収納としての用途、当職が簡易に測定した天井までの最大の高さが1.6m以上あることなどから、床面積に算入するのが相当であると判断した。よって、2枚目、7枚目のおおりに、未登記増築部分が存するものと認めた。

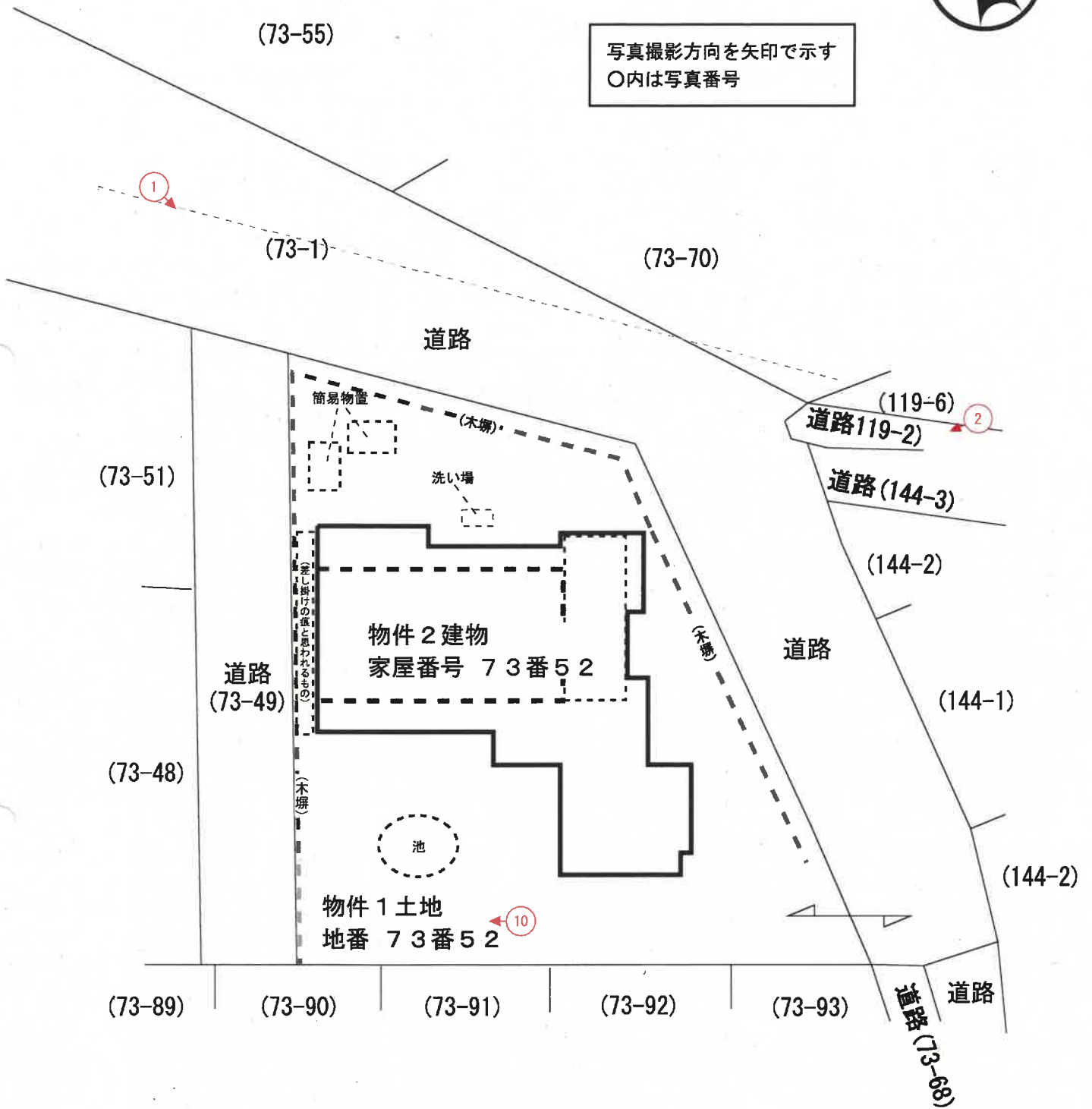
- (5) 関係人の陳述によると、平成13年に物件2建物内で不自然死があったようであるが、具体的な場所等についての陳述は得られず、また、当職が目視で確認した限りでは、不自然死によるあきらかな損傷等の箇所は分からなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

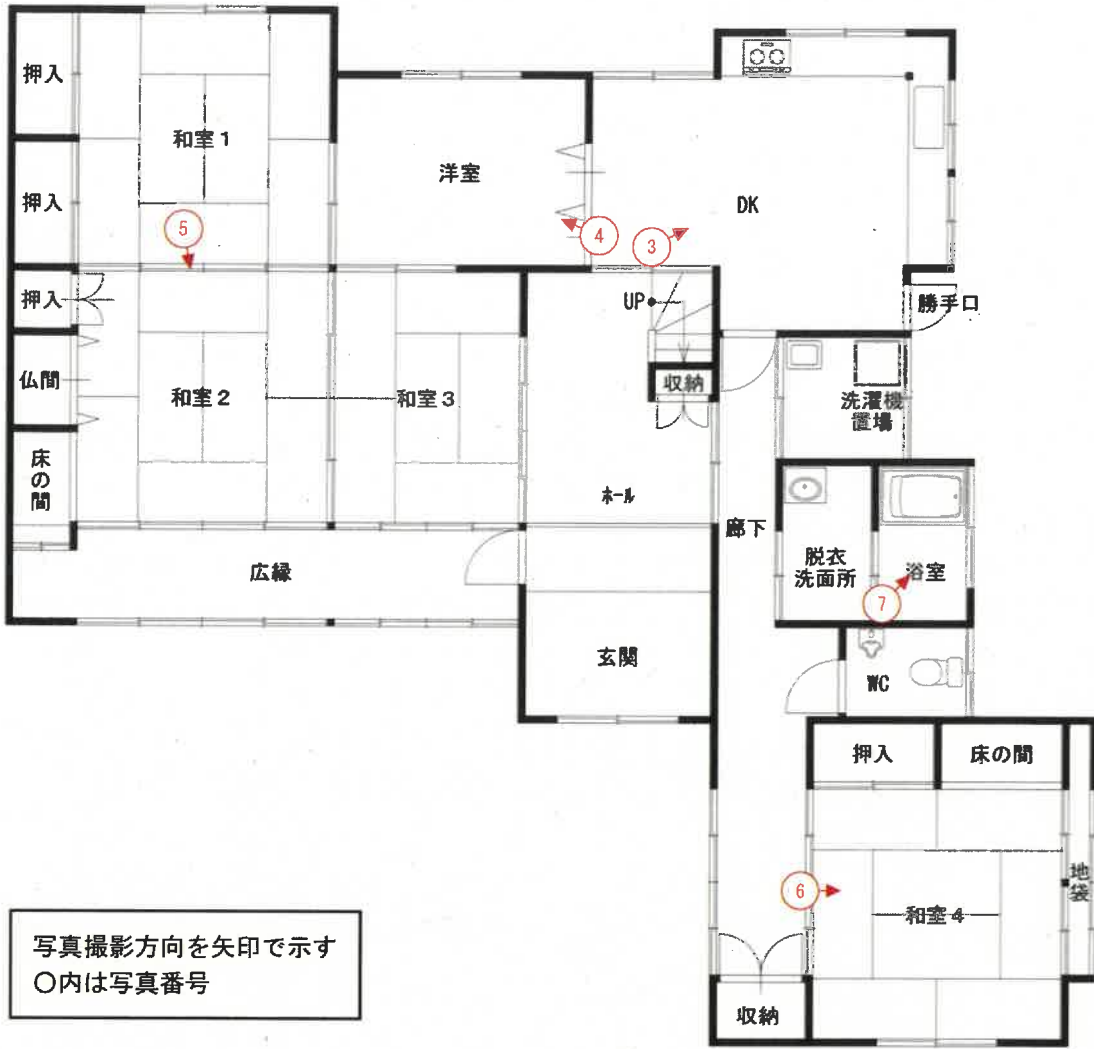
土地建物位置関係図（概略）



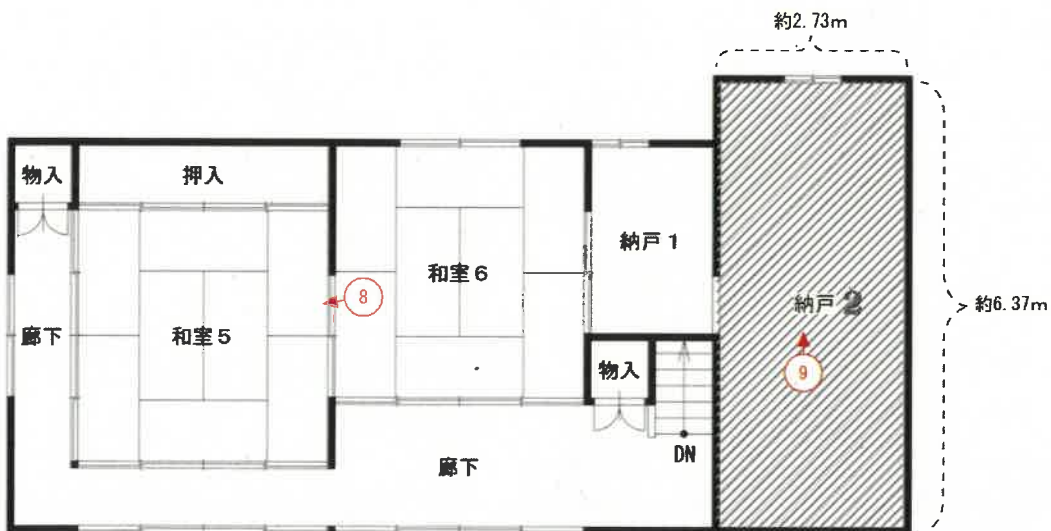
写真撮影方向を矢印で示す
○内は写真番号




間取図 (概略)



1階



2階

 :未登記部分 約17.4㎡
 (≒約6.37m×約2.73m
 ≒約17.3901平方メートル)



道路

物件1土地

道路

1 北方向から撮影



物件2建物

道路

道路

物件1土地

2 東方向から撮影



3 ダイニング・キッチン



4 洋室



5 和室2



6 和室4



7 浴室



8 和室5



9 屋根裏収納
(納戸2)



10 物件1土地南西側付近
庭

(12 枚目)

副

令和7年(ケ)第218号
令和7年9月26日受理
令和7年10月17日現地調査
令和7年10月31日評価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

角谷 英之

第1 評価額

一括価格	
金 8,660,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 3,680,000 円
物件2 (建物)	金 4,980,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	知多郡武豊町字若宮 73番52 雑種地 430平方メートル 共有者 持分3分の1 共有者 持分3分の1 共有者 持分3分の1	特記事項記載のとおり
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	知多郡武豊町字若宮 73番地52 73番52 居宅 木造瓦葺2階建 1階 141.26平方メートル 2階 54.65平方メートル 共有者 持分3分の1 共有者 持分3分の1 共有者 持分3分の1	特記事項記載のとおり
番号	特記事項		
1	・現況地目は「宅地」である。		
2	・本件建物は、2階に約17.4㎡の未登記部分がある。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	名鉄河和線「上ヶ」駅 北東方 道路距離約360m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅を主体とした街路配置のやや劣る既成住宅地域	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% — 宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 430.00m ² 間口 約24m、奥行 約18.5m 形状 ほぼ台形	
接面道路の状況	本件土地は東側で幅員約3.4～約4.6mの舗装町道に、北東側で幅員約3.4mの舗装町道に、西側で幅員3.8mの舗装町道に接面する（いずれも建築基準法第42条2項の道路に該当する）。本件土地は東側町道より0～2m程度高く接面し、北東側町道より1.2～2m程度高く接面し、西側町道より0.3～1.2m程度高く接面する。本件土地はセットバックを必要とする。	
土地の利用状況	本件土地は物件2の建物の敷地として利用されている。隣接不動産の状況は、東側、北東側、西側は町道、南側は一般住宅である。	
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 なし（個別浄化槽）	
土壌汚染の可能性の調査	土壌汚染の可能性について過去の住宅地図を昭和47年まで遡って調査した結果、当該物件が建設される以前は住宅、未利用地等であったと推定される。汚染の原因となる物質を含むかは不明であるが、本件土地は土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域には該当していない。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件土地は、建築基準法第52条により道路幅員による容積率制限を受ける。 ・ 本件土地は南側隣地より約1.2m低い。 ・ 本件土地の東側、北東側、西側には外周部に間知ブロック擁壁及び板塀が施されている。 ・ 本件土地内の庭木は管理がなされておらず、枝が接面する道路上に越境している。 ・ 本件土地上に簡易物置が2台設置されている。 	

特記事項 (つづき)	<ul style="list-style-type: none">・下水道については東側町道に本管が埋設され、本件土地内にマスが設置されているものの、接続はされておらず、個別浄化槽を使用しているものと思われる。・武豊町教育委員会への問い合わせによると、本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡跡）に該当する。<ul style="list-style-type: none">遺跡の種類「遺物散布地」遺跡の名称「若宮遺跡」遺跡の世代「中世」 <p>土木工事等を行う時は文化財保護法に基づき事前の届出等が必要となる（詳細は武豊町教育委員会歴史民俗資料館に問い合わせが必要）。</p>
---------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）昭和60年11月3日新築 経過年数 約40年 経済的残存耐用年数 0年
仕 様	構造 木造2階建 屋根 瓦葺 外壁 板貼等 内壁 クロス貼、土壁等 天井 板貼・ボード貼等 床 フローリング、クッションフロア、畳等 設備 電気、水道、ガス その他 なし
床面積（現況）	1階 141.26㎡ 2階 72.05㎡（未登記部分約17.4㎡を含む） 合計 約213.31㎡
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 7DK+納戸2つ （附属資料7 建物間取図（概略）のとおり）
品 等	普通
保守管理の状 態	劣る
建物の利用状 況	「現況調査報告書の記載のとおり」
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・2階に未登記の納戸（約17.4㎡）が存在する。 ・空家の状態であって、有効な管理がなされておらず、物理的な劣化が認められる。また、随所に家財道具等が散乱している。 ・本件建物はアスベスト含有建材等の使用に留意が必要である。 ・関係者によると、25年ほど前に当時の本件建物所有者が本件建物内で不自然死したと聞いている、とのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	55,600	0.68	430.00	0.9	14,630,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 武豊-7

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 52,700\text{円}/\text{㎡} & \times & 100.3/100 & \times & 100/100 & \times & 100/95 & = & 55,600\text{円}/\text{㎡} \\ & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：規模 0.90 × 高低差等 0.85 × 埋蔵文化財包蔵地 0.90
× セットバック 0.99 = 0.68

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	198,000	213.31	0.02	840,000

ウ 現価率：

$$\cdot \text{現価率} = [\text{残価率}3\% + (1 - \text{残価率}3\%) \times \{ \text{経済的残存耐用年数}0\text{年} / (\text{経済的残存耐用年数}0\text{年} + \text{経過年数}40\text{年}) \}] \times (1 - \text{観察減価等}20\%) = 0.02$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	14,630,000	0.55	法定地上権	8,050,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) {(ア±イ)-ウ}×エ ×オ
1	14,630,000	-8,050,000	/	0.8	0.7	3,680,000
2	840,000	+8,050,000	0	0.8	0.7	4,980,000
一括価格 (合計)						8,660,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：規模の大きい土地及び老朽化した居住用としてはやや大きい建物であり、市場流通性がやや劣ること、また本件建物内で不自然死があった、とのことによる市場性の減退を考慮して査定した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（武豊-7）

所 在：知多郡武豊町字エケ屋敷4 4番1外
価 格：52,700円/㎡
位 置：名鉄河和線「上ゲ」駅の北東方道路距離約300m
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：195㎡
供給処理施設：ガス、水道、下水
接 面 街 路：西側幅員2.7m町道に接面
用 途 指 定 等：第一種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：中小規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

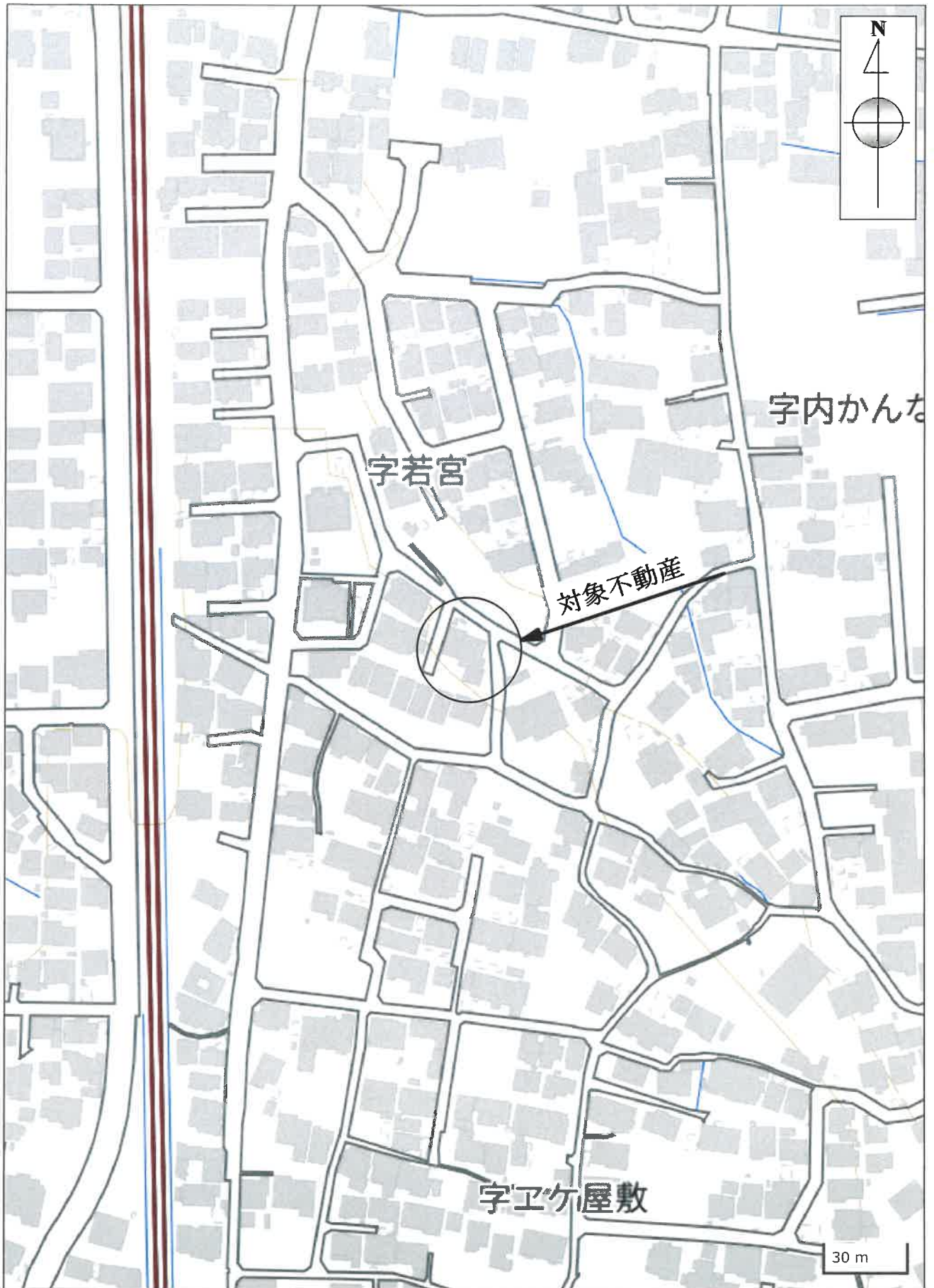
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 土地所在図・地積測量図・地積計算表写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真

位置図



付近案内図



A4判に縮小

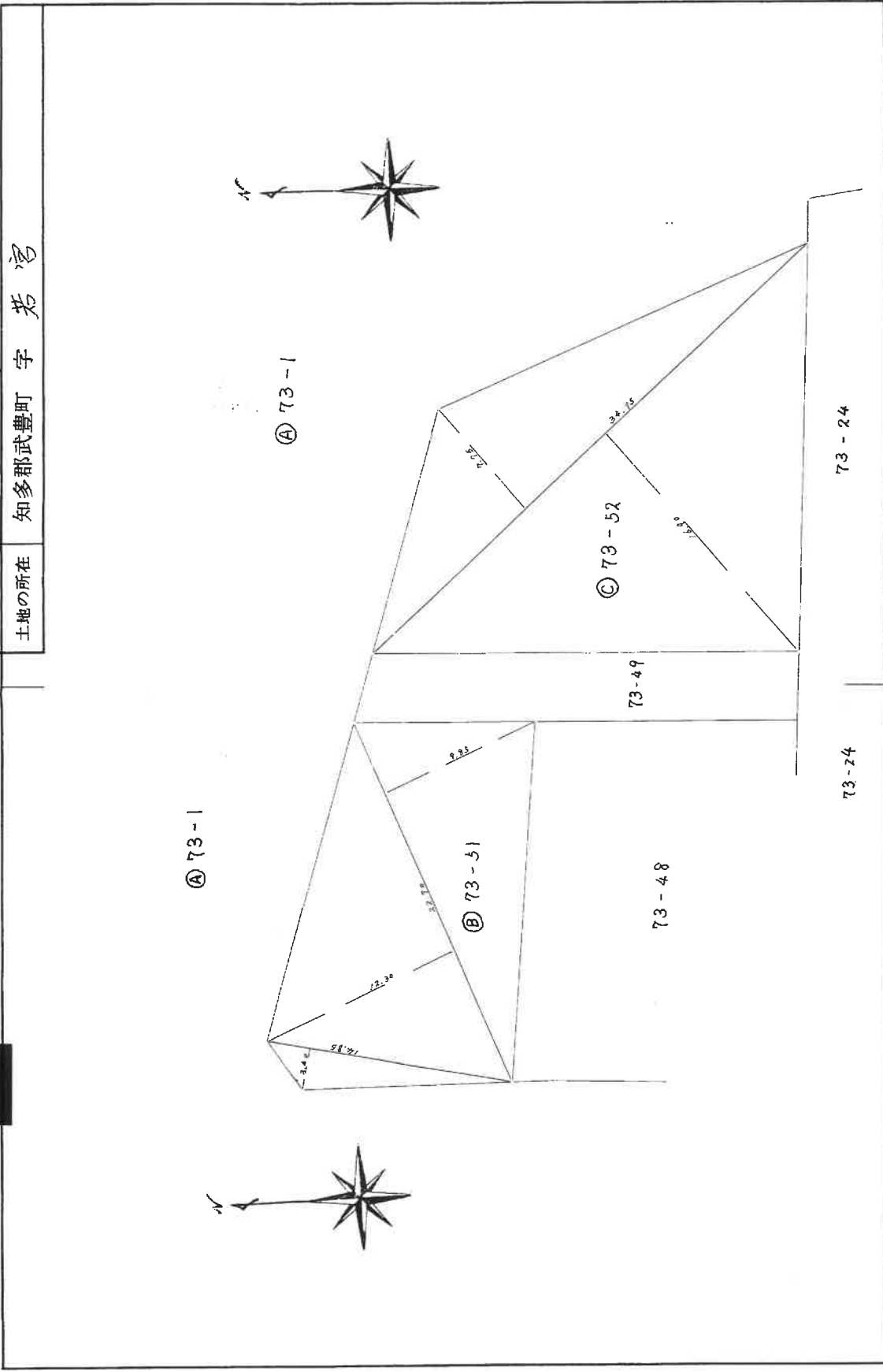
登記年月日：昭和55年4月12日

0414992

前 73-1 後新 73-51~73-53, 73-55~73-58, 73-66, 73-69, 73-70~73-72, 73-1
1/2

地 番 73-51, 73-52 地 積 測 量 図

土地の所在 知多郡武豊町 宇 若 宮



作製者	嘱託者	縮尺	1/250
			55.10.2

(昭和55年9月26日作製)

登記年月日: 昭和55年4月12日

0414993

地積計算表

㊦ 73-51

$$\begin{aligned}
 &22.70 \times (9.85 + 12.30) = 502.8050 \\
 &14.85 \times 2.40 = 35.6400 \\
 &\qquad \qquad \qquad 538.4450 \\
 &\qquad \qquad \qquad \frac{1}{2} 269.2225 \\
 &\text{地積} \qquad \qquad \underline{269.22 \text{ 平方メートル}}
 \end{aligned}$$

地積計算表

㊣ 73-52

$$\begin{aligned}
 &34.95 \times (7.75 + 16.90) = 861.5175 \\
 &\qquad \qquad \qquad \frac{1}{2} 430.75875 \\
 &\text{地積} \qquad \qquad \underline{430.75 \text{ 平方メートル}}
 \end{aligned}$$

残地計算表

㊦ 73-1

$$\begin{aligned}
 &2,774.31 - (269.2225 + 430.75875) \\
 &= 2,074.32875 \\
 &\text{地積} \qquad \qquad \underline{2,074.32 \text{ 平方メートル}}
 \end{aligned}$$

地積計算表 $\frac{2}{2}$

地積測量 図

地番 73-51, 73-52

土地の所在 知多郡武豊町字 若宮

A4判に縮小

作製者

囑託者

縮尺

1/

(昭和55年 9月 26日作製)

登記年月日：昭和60年11月29日

3410741

各階平面図

73-52

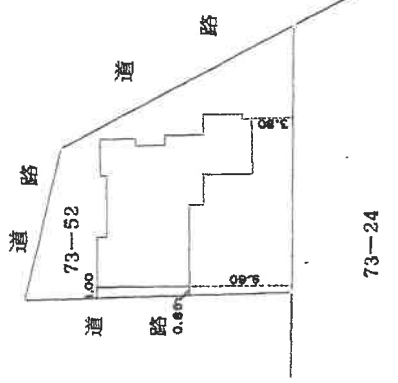
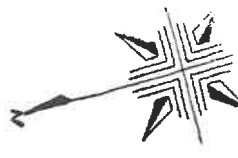
建物図面

知多郡武豊町字若宮73番地52

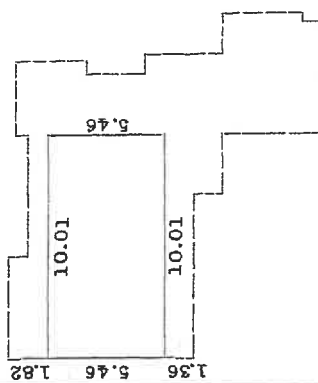
家屋番号

建物の所在

0.81	x	3.34	-	2.0374
0.91	x	4.55	-	4.1405
2.72	x	13.35	-	36.3120
2.78	x	12.74	-	34.7802
2.28	x	13.85	-	31.1220
1.88	x	6.87	-	8.6832
3.84	x	5.40	-	19.6580
0.81	x	5.00	-	4.5500
合計				141.2613
床面積				141.26 m ²



5.46	x	10.01	-	54.6546
合計				54.6546
床面積				54.65 m ²



60.11.29

作製者

(昭和60年11月29日)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

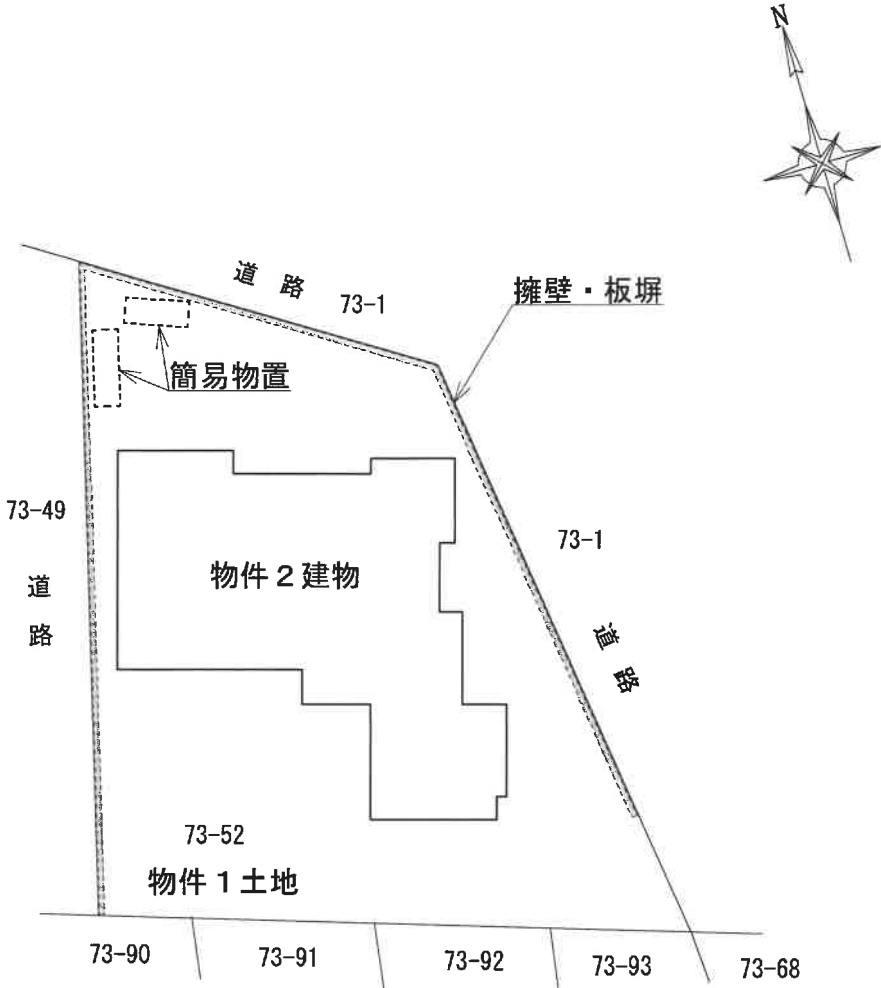
(名古屋法務局半田支局管轄)

令和7年7月3日

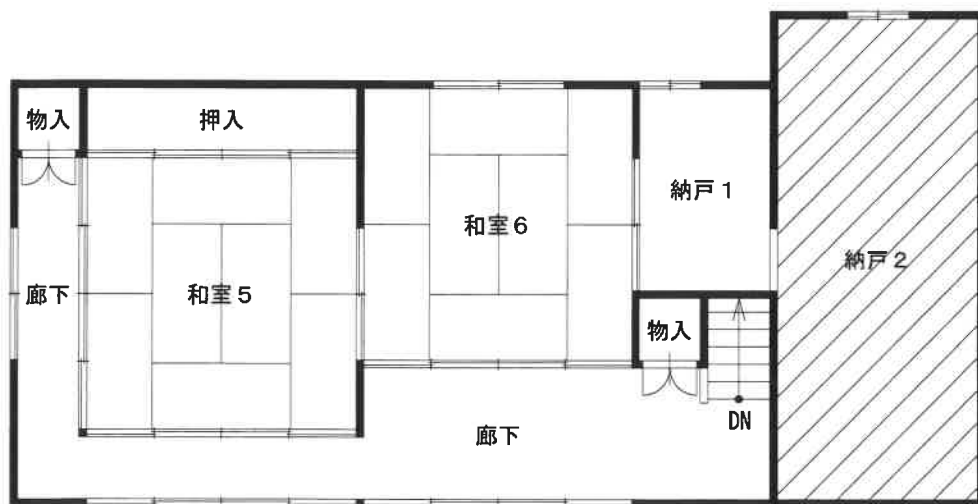
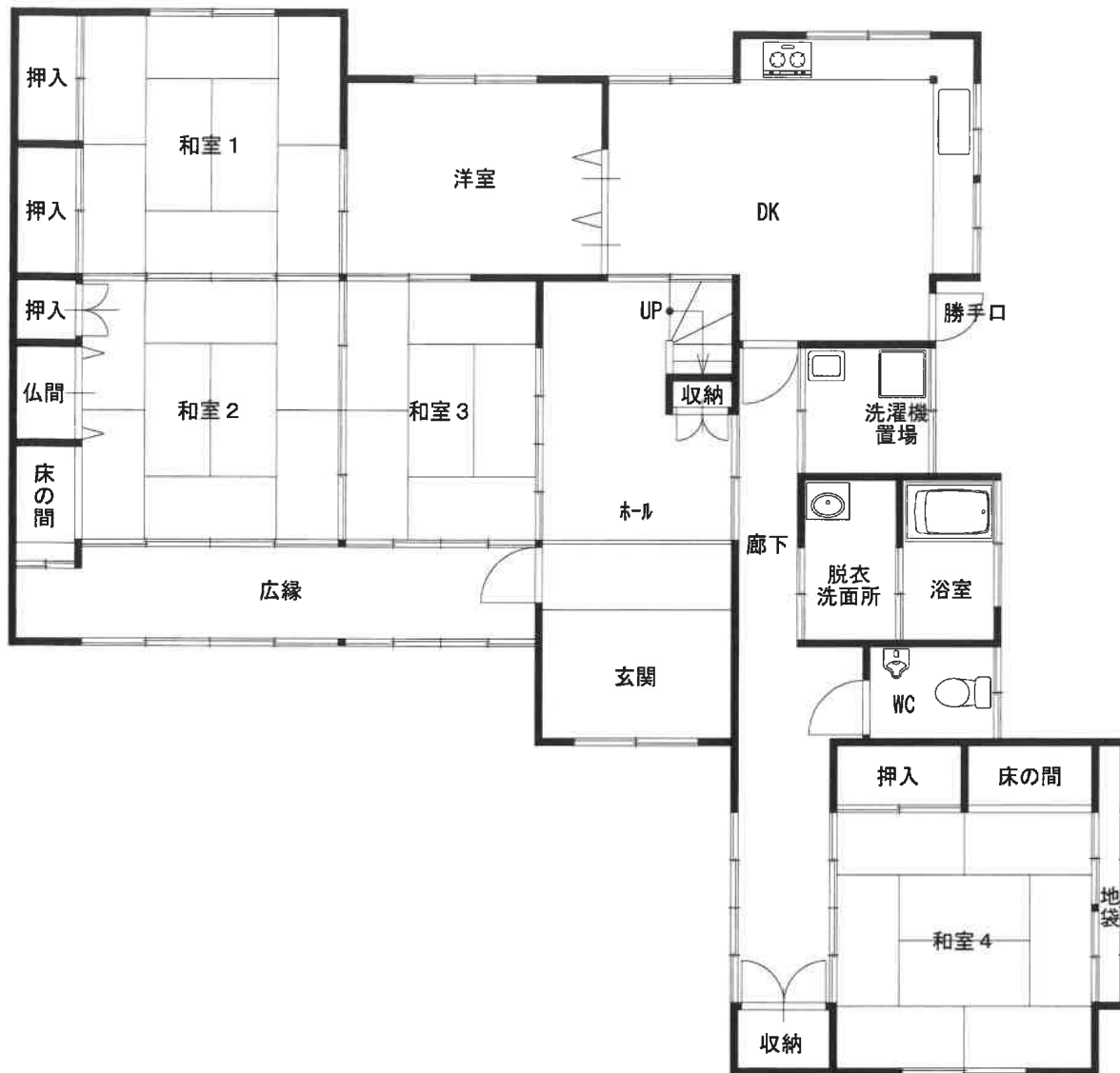
東京法務局

登記官

土地建物配置図(概略)



建物間取図(概略)



 :未登記部分 約17.4㎡

①

物件2建物



物件2建物

②

